

Ⅲ 政策評価等に関する計画及び平成 21 年度の実施状況等
〔政府全体の状況〕

1 各行政機関が行う政策評価（概要）

(1) 政策評価に関する計画

① 計画期間

法の規定
行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、基本計画を定め（法第6条第1項）、また、1年ごとに、実施計画を定めなければならないとされている（法第7条第1項）。

状況
<p>【「基本計画等の計画期間」のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本計画の計画期間について、18行政機関のうち、3年としている機関が4機関、5年としている機関が11機関、その他3機関となっている。 実施計画の計画期間について、17行政機関が会計年度（4月から翌年の3月まで）としている。

表7 基本計画等の計画期間

計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況							
		平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
3年	内閣府			←→					
	公正取引委員会			←→					
	公害等調整委員会			←→					
	法務省			←→					
5年	宮内庁		←→						
	総務省		←→						
	外務省		←→						
	財務省		←→						
	文部科学省		←→						
	厚生労働省		←→						
	農林水産省	←→							
	経済産業省	←→							
	国土交通省			←→					
	環境省	←→							
	防衛省	←→							
その他	国家公安委員会・警察庁			←→		(計画期間) 21.1.1~24.3.31			
	金融庁			←→		(計画期間) 20.7.1~24.3.31			
	消費者庁			←→		(計画期間) 21.9.1~25.3.31			

- (注) 1 平成 21 年度の政策評価に係る直近の計画についての計画期間を表す。
 2 は基本計画の計画期間、 \longleftrightarrow は実施計画の計画期間を表す。
 3 国家公安委員会・警察庁及び金融庁は、基本計画の計画期間を会計年度に変更したため、上記のような計画期間となっている。
 4 消費者庁は、平成 21 年 9 月 1 日に設置されたため、上記のような計画期間となっている。

② 政策評価の対象とする政策及び評価方式

法の規定
行政機関の長は、基本計画において、政策評価の対象とする政策、評価方式等政策評価の実施に関する基本的な考え方について定め（法第 6 条第 2 項）、また、実施計画において、計画期間内に事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法を定めることとされている（法第 7 条第 2 項）。

状況
各行政機関の基本計画及び実施計画を基に、政策評価の対象とする政策及び評価方式を事前評価及び事後評価別に概括すると、表 8 及び表 9 のとおりである。
<p>〔「事前評価に関する対象政策（義務付けられているもの以外）及び評価方式の概要」のポイント〕</p> <p>事前評価については、法第 9 条により実施が義務付けられている政策（研究開発、公共事業、政府開発援助及び規制の新設又は改廃をすることを目的とする政策）があるが、基本計画において、それら以外についても実施するよう定めている機関が 18 機関のうち 14 機関となっている。また、事前評価の評価方式としては、事業評価方式が中心となっている。</p>

表 8 事前評価に関する対象政策（義務付けられているもの以外）及び評価方式の概要

行政機関名	評価対象政策 〔法第 9 条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
内閣府	国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれる政策	事業評価方式
宮内庁	—	事業評価方式
公正取引委員会	義務付けられているもの以外の規制（実施に努める）	事業評価方式（又は総合評価方式）
国家公安委員会・警察庁	多額の支出を伴う事業等	事業評価方式（必要に応じ総合評価方式）
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業 ・ 義務付けられているものに準じるもので、社会的影響の大きい政策 	事業評価方式
消費者庁	国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれる政策	事業評価方式
総務省	相当程度の社会的影響等があると認められる事業等	事業評価方式
公害等調整委員会	政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じ実施	事業評価方式*
法務省	政策所管部局等が評価対象として必要と認めるもの	事業評価方式
外務省	—	総合評価方式*
財務省	義務付けられているもの以外の政策（実施に努める）	事業評価方式

行政機関名	評価対象政策 〔法第9条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの 義務付けられているもの以外の規制（実施に努める） 税制及び財政投融资（必要に応じ実施） 	事業評価方式
厚生労働省	予算要求等を伴うものであって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの	事業評価方式
農林水産省	—	事業評価方式
経済産業省	基本計画別紙に掲げる34施策	アウトカム目標（予想される効果）等を明示*
国土交通省	新たに導入を図ろうとする施策等（予算、税制、財政投融资、法令等）等	政策アセスメント（事業評価方式）
	公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業	個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）
	重点的に推進する個別研究開発課題等	個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）
環境省	—	事業評価方式*
防衛省	新規主要装備品等の整備（総事業費10億円以上のもの）等	事業評価方式

（注） 1 各行政機関の基本計画を基に作成した。

2 「事前評価において基本とする評価方式」欄において「*」を付した行政機関は、採用する評価方式について基本計画に明記していないが、本表では、実際に採用している評価方式を記載した。

3 詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」参照。

状況

〔「事後評価に関する対象政策及び評価方式の概要」のポイント〕

- 事後評価の方式について、各行政機関は、政策の特性に応じて事業評価方式などの評価方式及び事業、施策、政策などの評価を実施する単位を採用している。
事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式をすべて採用している機関が5機関となっている。また、事業評価方式のみを採用している機関が1機関、実績評価方式のみを採用している機関が4機関及び総合評価方式のみを採用している機関が1機関となっている。
- 実績評価方式を採用している機関が16機関、次いで総合評価方式10機関、事業評価方式8機関となっており、実績評価方式が最も多く採用されている。
- 「未着手」（法第7条第2項第2号イ）については3機関、「未了」（法第7条第2項第2号ロ）については4機関、「その他の政策」（法第7条第2項第3号）については3機関が、実施計画等において、対象政策を明記している。

（注）法第7条第2項

第1号 前条第2項第6号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

第2号 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

イ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて5年以上10年以内において政令で定める期間（5年）を経過するまでの間に、当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。

ロ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じてイに規定する政令で定める期間に5年以上10年以内において政令で定める期間を加えた期間（10年）が経過したときに、当該政策がその実現を目指した効果が発揮されていないこと。

第3号 前2号に掲げるもののほか、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

表9 事後評価に関する対象政策及び評価方式の概要

行政機関名	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)			未着手 (法第7条第2項第2号イ)	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	その他の政策 (法第7条第2項第3号)
	事業評価方式	実績評価方式	総合評価方式			
内閣府	—	21 政策 [1 施策含む。]	—	—	—	—
宮内庁	1 政策	—	—	—	—	—
公正取引委員会	—	4 施策等	4 施策等 [1 含む。]	—	—	—
国家公安委員会・ 警察庁	—	8 基本目標、28 業績目標	1 行政課題	—	—	—
金融庁	過去に事前評価を実施し平成 21 年度に効果が発現する予定の事 業[全事業]	24 施策	—	—	—	—
消費者庁	—	10 施策	—	—	—	—
総務省	9 政策	4 政策 [6 (外数)]	—	—	—	8 政策 (総合評価方式)
公害等調整委員会	—	2 政策	—	—	—	—
法務省	—	5 施策[3 (外数)]	5 施策	—	—	—
外務省	—	—	7 基本目標 (24 施策) 46 具体的施策	政府開発援助 4 案件	政府開発援助 17 案件	—
財務省	—	6 総合目標、24 政策目標	1 テーマ	—	—	—
文部科学省	過去に事前評価を実施し平成 21 年度に達成年度が到来する事業等	13 政策目標、47 施策目標	政策評価の重要対象分野等	—	—	—
厚生労働省	25 事業 [6 含む。] 公共事業 (評価実施要領で規定)	38 施策目標	2 重点評価課題	—	公共事業 (評価実 施要領で規定)	指標のモニタリング 結果等により評価の 必要が生じた政策等
農林水産省	52 公共事業	17 政策分野[8 (外数)]	1 課題	1 公共事業実施地 区	54 公共事業実施地 区	—
経済産業省	—	9 施策等	—	—	—	—
国土交通省	587 公共事業 (再評価) 88 公共事業 (完了後の事後評価) 1 研究開発課題 (中間評価) 27 研究開発課題 (終了時評価)	13 の政策目標に係る政策	15 テーマ	12 公共事業	297 公共事業	—
環境省	—	9 施策	—	—	—	[全事業]
防衛省	22 項目 (事後の事業評価)	2 項目	15 項目	—	—	—
計	8 機関	16 機関	10 機関	3 機関	4 機関	3 機関

(注) 1 本表は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」の各行政機関の政策評価に関する計画の策定状況における実施計画の主な規定内容を基に作成した。

2 []は、成果重視事業に関する状況を表す。成果重視事業とは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定)に基づき、明確な目標設定と弾力的な予算執行によって、事業の効率化を目指すものである。

3 経済産業省の実施計画では、評価方式を明示していないが、基本計画において、政策評価の実施に当たっては実績評価を基本とする旨記載されている。

4 詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」参照。

③ その他主な事項についての方針

基本計画の策定状況を基に、その他の主な事項についての各行政機関における方針をまとめると、以下のとおりである。

a. 政策評価の結果への政策への反映

状 況

○ 政策評価の結果の政策への反映に関する事項（法第6条第2項第8号）

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価の結果を政策の企画立案に適切に反映する」、「政策評価担当組織、政策所管部局、予算等を担当する調整部局との連携を図る」旨などを定めている。

b. 政策評価に関する透明性の確保

状 況

○ インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項（法第6条第2項第9号）

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する情報をインターネットのホームページへの掲載等により公表する」旨を定めている。

○ その他政策評価の実施に関し必要な事項（法第6条第2項第11号）

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する国民の意見・要望を受け付けるための窓口」を明らかにするとともに、寄せられた意見・要望等を適切に活用する旨を定めている。

(2) 政策評価の実施状況

① 評価実施件数

平成21年度における各行政機関の政策評価の実施状況について、事前評価・事後評価別、対象政策等別にみると、図5及び図6、表10から表12のとおりである。

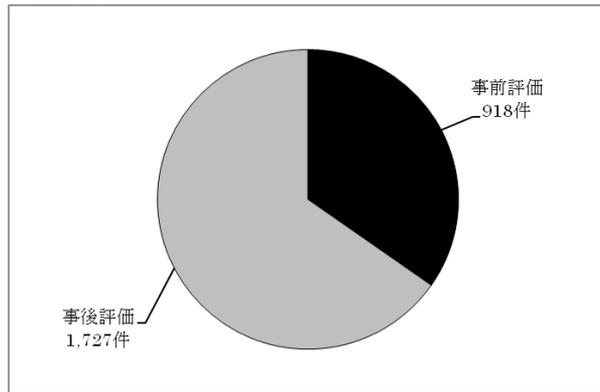
[「政策評価の実施状況（評価実施件数）」のポイント]

- 各行政機関の政策評価の総実施件数は2,645件である（前年度7,088件）。
 - * 前年度より大幅に減少している主な要因については、前記5ページ参照。
- 事前評価・事後評価別の実施状況をみると、事前評価が918件、事後評価が1,727件となっている。
- 評価実施件数が最も多いのは、国土交通省（811件）、次いで厚生労働省（674件）、農林水産省（494件）の順となっており、これらの3機関（1,979件）で全体の約75%を占める。
 - * これらの3機関の評価実施件数が多い理由としては、これらの機関が所管している個別公共事業、研究開発課題の評価の件数が多いことが挙げられる（表11参照）。

（図5、表10）

図5 政策評価の実施状況

① 事前・事後別評価実施件数



② 行政機関別評価実施件数

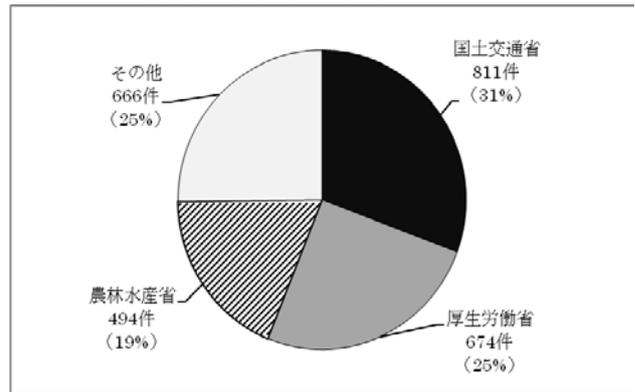


表10 政策評価の実施状況（評価実施件数）

（単位：件）

行政機関名	事前評価	事後評価（法第7条第2項）				計
		実施計画期間内の評価対象政策（第1号）	未着手（第2号イ）	未了（第2号ロ）	左記以外のもの（第3号）	
内閣府	0	20	20	0	0	20
宮内庁	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	8	8	0	0	8
国家公安委員会・警察庁	0	29	29	0	0	29
金融庁	26	28	28	0	0	54
消費者庁	0	0	0	0	0	0
総務省	26	21	13	0	0	47
公害等調整委員会	0	2	2	0	0	2
法務省	4	12	12	0	0	16
外務省	59	41	24	2	15	100
財務省	0	31	31	0	0	31
文部科学省	96	48	48	0	0	144
厚生労働省	128	546	63	0	28	674
農林水産省	94	400	345	1	54	494
経済産業省	75	20	20	0	0	95
国土交通省	339	472	421	3	48	811
環境省	22	10	9	0	0	32
防衛省	49	39	39	0	0	88
計	918	1,727	1,112	6	145	2,645

（注）規制に係る政策を対象とした事前評価については、一つの評価書で複数の評価が行われている場合、当該評価の数を実施件数として計上した。

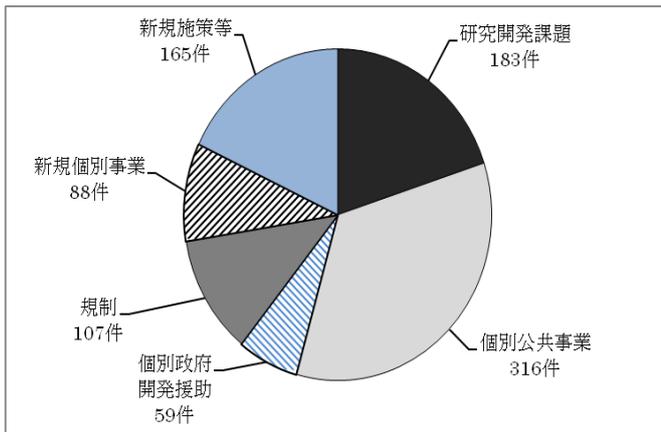
【「政策評価の対象別の実施状況（評価実施件数）」のポイント】

- 政策評価の対象政策別の実施状況を見ると、事前評価については、個別公共事業を対象としたものが最も多く316件、次いで研究開発課題を対象としたもの183件、新規施策等を対象としたもの165件の順となっている。なお、事前評価918件のうち、特定4分野の政策を対象としたものは665件である。
- 事後評価については、完了後・終了時の事業等（研究開発課題、個別公共事業等）を対象としたものが最も多く787件、次いで未着手・未了の事業等（個別公共事業及び政府開発援助）を対象としたもの551件となっている。

（図6、表11）

図6 政策評価の実施状況（対象政策別評価実施件数）

① 事前評価



② 事後評価

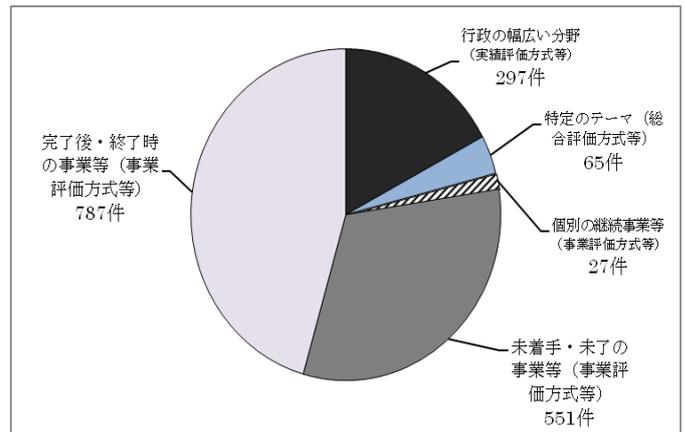


表11 政策評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

（単位：件）

行政機関名	事前評価							事後評価						合計
	研究開発課題を対象	個別公共事業(官庁営繕事業等を含む。)を対象	個別政府開発援助を対象	規制を対象	左記以外の新規個別事業を対象	新規施策等を対象	小計	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価(実績評価方式等)	特定のテーマを対象に適期に評価(総合評価方式等)	個別の継続事業等を対象に評価(事業評価方式等)	未着手・未了の事業等(個別公共事業及び政府開発援助)を対象に評価(事業評価方式等)	完了後・終了時の事業等(研究開発課題、個別公共事業等)を対象に評価(事業評価方式等)	小計	
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	20	20
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	8	8
国家公安委員会・警察庁	0	0	0	0	0	0	0	28	1	0	0	0	29	29
金融庁	0	0	0	25	1	0	26	24	0	1	0	3	28	54
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	9	1	0	12	3	1	26	4	8	1	0	8	21	47
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	2
法務省	0	0	0	0	4	0	4	6	4	0	0	2	12	16
外務省	0	0	59	0	0	0	59	0	24	0	17	0	41	100
財務省	0	0	0	0	0	0	0	30	1	0	0	0	31	31
文部科学省	40	0	0	4	52	0	96	47	1	0	0	0	48	144
厚生労働省	28	84	0	11	5	0	128	38	1	24	75	408	546	674
農林水産省	5	85	0	2	2	0	94	25	1	0	155	219	400	494
経済産業省	0	0	0	7	0	68	75	9	0	0	11	0	20	95
国土交通省	73	145	0	25	0	96	339	49	5	1	293	124	472	811
環境省	0	1	0	21	0	0	22	9	0	0	0	1	10	32
防衛省	28	0	0	0	21	0	49	2	15	0	0	22	39	88
計	183	316	59	107	88	165	918	297	65	27	551	787	1,727	2,645
	665													

(注) 1 「研究開発課題を対象」欄、「個別公共事業(官庁営繕事業等を含む。)を対象」欄及び「規制を対象」欄には、法第9条により事前評価の実施が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる。

2 「未着手・未了の事業等(個別公共事業及び政府開発援助)を対象に評価(事業評価方式等)」欄には、法第7条第2項第2号により事後評価が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる。

〔「政策評価の方式及び対象とした政策」のポイント〕

各行政機関は、政策の特性に応じて事業評価方式などの評価方式及び事業、施策、政策などの評価を実施する単位を採用し、政策評価を行っている。

(表 12)

表12 政策評価の方式及び対象とした政策

行政機関名	事前評価 評価方式：評価対象とした政策	事後評価 評価方式：評価対象とした政策
内閣府	—	実績評価方式：20政策 [20]
宮内庁	—	—
公正取引委員会	—	実績評価方式：4施策等 [4] 総合評価方式：4施策等 [4]
国家公安委員会・警察庁	—	実績評価方式：28業績目標 [28] 総合評価方式：1行政課題 [1]
金融庁	事業評価方式：平成22年度予算概算要求に係る新規・拡充事業 [1] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [25]	事業評価方式：4事業 [4] 実績評価方式：24施策 [24]
消費者庁	—	—
総務省	事業評価方式：新規又は相当程度の内容の見直しを伴う予算要求を予定している事業 [4] 事業評価方式：平成22年度予算概算要求に係る研究開発課題 [9] 事業評価方式：平成21年度予算を配分する個別公共事業 [1] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [12]	事業評価方式：9政策 [9] 実績評価方式：4政策 [4] 総合評価方式：8政策 [8]
公害等調整委員会	—	実績評価方式：2政策 [2]
法務省	事業評価方式：法務省所管に係る施設の整備 [2] 事業評価方式：2の法務に係る調査研究 [2]	実績評価方式：6施策 [6] 総合評価方式：4施策等 [4] 事業評価方式：2の法務に係る調査研究 [2]
外務省	総合評価方式：政府開発援助 [59]	総合評価方式：24施策 [24]、 17政府開発援助 [17]
財務省	—	実績評価方式：6総合目標 [6]、 24政策目標 [24] 総合評価方式：1テーマ [1]
文部科学省	事業評価方式：新規・拡充事業のうち社会的影響又は予算規模の大きいもの [92] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [4]	実績評価方式：47施策目標 [47] 総合評価方式：1テーマ [1]
厚生労働省	事業評価方式：平成22年度予算概算要求に係る新規事業 [5] 事業評価方式(公共事業)：平成21年度新規採択地区 [84] 事業評価方式(研究開発)：平成22年度予算概算要求に係る研究開発 [28] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [11]	実績評価方式：38施策目標 [38] 総合評価方式：1重点課題 [1] 事業評価方式：5成果重視事業 [5] 事業評価方式：19継続事業 [19] 事業評価方式：75実施地区(再評価) [75] 事業評価方式：408研究開発課題 [408]
農林水産省	事業評価方式(公共事業)：85事業実施地区 [85] 事業評価方式(研究開発)：5研究開発課題 [5] 事業評価方式(研究制度)：2研究制度 [2] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [2]	実績評価方式：17政策分野 [17] 実績評価方式：8成果重視事業 [8] 総合評価方式：1課題 [1] 事業評価方式(公共事業)：期中の評価155事業実施地区、完了後の評価219事業実施地区 [374]
経済産業省	事前評価方式：平成22年度予算概算要求に係る既存の施策 [68] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [7]	事業評価方式：11公共事業 [11] 実績評価方式：9施策 [9]

行政機関名	事前評価 評価方式：評価対象とした政策	事後評価 評価方式：評価対象とした政策
国土交通省	事業評価方式：平成22年度予算概算要求等に係る新規施策等 [111] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [10] 個別公共事業の評価：平成22年度予算概算要求に係る新規採択事業等 [145] 個別研究開発課題の評価：平成22年度予算概算要求に係る個別研究開発課題等 [73]	実績評価方式：46施策目標、3成果重視事業[49] 総合評価方式：5テーマ [5] 個別公共事業の評価：平成22年度予算概算要求に係る再評価時の293事業等 [293] 個別公共事業の評価：事業完了後の一定期間経過時の94事業[94] 個別研究開発課題の評価：中間評価の研究開発課題[1]、終了時評価の研究開発課題 [30]
環境省	事業評価方式：新設規制 [21] 個別公共事業 [1]	実績評価方式：9施策 [9] 事業評価方式：1成果重視事業[1]
防衛省	事業評価方式：平成22年度予算概算要求に係る新規事業 [21]、平成22年度予算概算要求に係る新規研究開発 [28]	事後の事業評価：事業を完了した22項目[22] 実績評価方式：2項目 [2] 総合評価方式：15項目 [15]

(注) [] 内は、評価実施件数である。

② 評価書の公表時期

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、評価書を作成し、公表しなければならないとされている（法第10条）。

評価書の公表件数を月別にみると、図7及び表13のとおりである。

〔「評価書の公表時期」のポイント〕

- 多くの行政機関で、政策評価結果を予算要求や政策の企画立案に反映させるため、8月末の予算概算要求期限までに政策評価が行われていることから、平成21年8月に公表された評価書が多くなっている（1,170件）。
また、年末の政府予算案の決定を受けて、どの地区に当該予算を配分するかに関する公共事業に係る評価などの公表が2月ないし3月に行われている。
- なお、国土交通省では、直轄事業等について、1月末までを目途に新規事業採択時評価及び再評価を実施し、評価結果を公表するよう新たな取組を行っている。

(図7、表13)

図7 評価書の公表時期

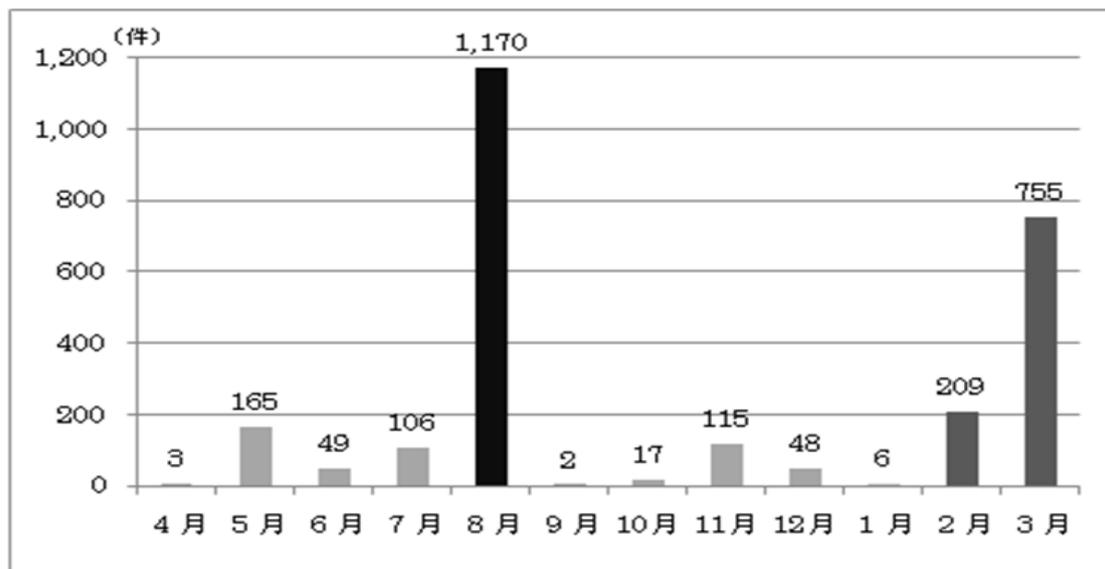


表13 評価書の公表時期

(単位:件)

行政機関名	評価 実施 件数	平成21年										22年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
内閣府	20	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公正取引委員会	8	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	1	
国家公安委員会・警察庁	29	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0	1	
金融庁	54	2	2	2	0	29	0	7	3	3	0	1	5	
消費者庁	0	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	
総務省	47	0	1	0	23	15	1	0	1	0	2	1	3	
公害等調整委員会	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
法務省	16	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	
外務省	100	0	2	12	5	44	0	5	4	6	0	4	18	
財務省	31	0	0	30	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
文部科学省	144	0	0	0	0	106	0	0	34	0	0	0	4	
厚生労働省	674	1	159	0	0	502	1	3	1	0	3	0	4	
農林水産省	494	0	0	0	25	100	0	1	3	0	0	0	365	
経済産業省	95	0	1	4	0	41	0	0	1	39	0	0	9	
国土交通省	811	0	0	1	18	257	0	0	44	0	1	200	290	
環境省	32	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	3	17	
防衛省	88	0	0	0	0	26	0	0	24	0	0	0	38	
計	2,645	3	165	49	106	1,170	2	17	115	48	6	209	755	

(3) 政策への反映状況

行政機関の長は、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないとされている（法第11条）。

事前評価・事後評価別に政策評価の結果の政策への反映状況をみると、表14及び表15のとおりである。

[「政策への反映状況（事前評価）」のポイント]

- 事前評価の結果、平成22年度予算概算要求に反映したものは440件である。これらのうち、評価結果を踏まえ、政策を維持することとしたものが大部分であるが、政策の所要の見直しを行ったもの（評価対象政策の当初案の一部を変更・縮小したなどの改善・見直しを行ったものや、複数の選択肢から適切な政策を選択したもの）は56件となっている。

(表14)

表14 政策への反映状況（事前評価）

（単位：件）

政策評価の結果の政策への反映状況	研究開発課題を対象	個別公共事業（官庁営繕事業等を含む。）を対象	個別政府開発援助を対象	規制を対象	左記以外の新規個別事業を対象	新規施策等を対象	計
評価実施件数	183	316	59	107	88	165	918
政策評価の結果の政策への反映件数	142 (142)	311 (154)	59 (23)	107 (0)	39 (39)	82 (82)	740 (440)
うち評価対象政策の見直し等	14	—	—	—	8	34	56

（注）1 表中の（ ）内は、平成22年度予算概算要求に反映した件数である。

また、「平成20年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したほかに平成22年度に更に政策への反映を行った件数は30件である。

2 上記のほか、政策評価の結果、平成22年度機構・定員要求に反映したものは46件（機構要求12件、定員要求46件）である。

3 「評価対象政策の見直し等」とは、評価対象政策の当初案の一部を変更・縮小したなどの改善・見直しを行ったもの及び複数の選択肢から適切な政策を選択したものである。

4 評価実施件数918件のうち、政策評価の結果の政策への反映件数に含まれない178件は、平成21年8月に公表した評価書のうち、「平成22年度予算編成の方針について」（平成21年9月29日閣議決定）を踏まえ行われた概算要求に伴い評価を改めて実施したことから、評価結果が政策へ反映されなかったものである。

〔「政策への反映状況（事後評価）」のポイント〕

- ・ 事後評価の結果、これまでの取組を引き続き推進しているもの679件、評価対象政策の改善・見直しを実施しているもの194件、評価対象政策を廃止、休止又は中止しているもの20件となっている。
- ・ 一般政策についてみると、評価結果は、すべて予算要求や政策に反映しており、うち政策の見直し等を実施した割合は、41.9%（389件中163件）（昨年度38.6%）となっている。
- ・ 評価対象政策の改善・見直しを実施しているもののうち、評価対象政策の重点化等を行っているもの69件、評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止を行っているもの30件となっている。

（図8、表15）

図8 政策への反映状況（一般政策における反映結果別割合）

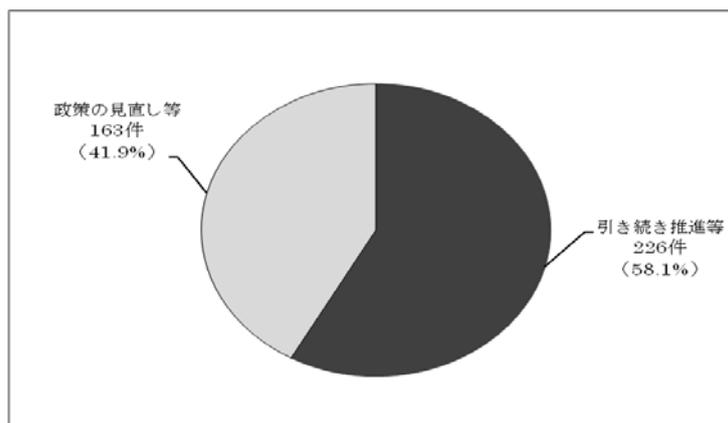


表 15 政策への反映状況（事後評価）

（単位：件）

政策評価の結果の 政策への反映状況	現在実施さ れている政 策を対象に 評価	一般政策				未着手・未了 の事業等（個 別公共事業及 び政府開発援 助）を対象に 評価（事業評 価方式等）	完了後・終了 時の事業等 （研究開発課 題、個別公共 事業等）を対 象に評価（事 業評価方式 等）	計
		行政の幅広 い分野を対 象に定期的 に評価（実 績評価方式 等）	特定のテー マを対象に 適期に評価 （総合評価 方式等）	個別の継続 事業等を対 象に評価 （事業評価 方式等）				
評価実施件数	940	389	297	65	27	551	787	1,727
政策評価の結果 の政策への反映 件数	935 (817)	389 (323)	297 (256)	65 (41)	27 (26)	546 (494)	787	1,722
これまでの取 組を引き続き 推進	679 (585)	221 (174)	166 (143)	35 (12)	20 (19)	458 (411)	—	—
評価対象政策 の改善・見直し を実施	194 (170)	162 (143)	128 (110)	29 (28)	5 (5)	32 (27)	—	—
評価対象政 策の重点化 等	69 (69)	69 (69)	55 (55)	14 (14)	0 (0)	0 (0)	—	—
評価対象政 策の一部の 廃止、休止 又は中止	30 (28)	30 (28)	27 (25)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	—	—
評価対象政策 を廃止、休止又 は中止	20 (20)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	19 (19)	—	—
その他	42 (0)	5 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	37 (0)	—	—

- (注) 1 表中の（ ）内は、平成22年度予算概算要求等（22年度予算概算要求、公共事業の補助事業実施地区の採択等）に反映した件数である。
- 2 上記のほか、政策評価の結果、平成22年度機構・定員要求に反映したものは146件（機構要求71件、定員要求136件）である。
また、「平成20年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」等に掲載した評価結果について新たに政策への反映を行った件数は22件である。
- 3 「評価対象政策の改善・見直しを実施」には、評価対象政策を構成する事務事業について、改善・見直しを行ったものを含む。
なお、「評価対象政策の改善・見直しを実施」には、(i) 評価対象政策の改善・見直し（政策の拡充等）を行っているもの、(ii) 評価対象政策の重点化等のみを行っているもの、(iii) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止のみを行っているもの、(iv) 評価対象政策の重点化等及び一部の廃止、休止又は中止の両方を行っているものがある。
- 4 「評価対象政策の重点化等」とは、複数事業の統合等による効率化等により改善・見直しを行ったものである。
- 5 「評価対象政策の重点化等」及び「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」の件数には、一部重複がある。
- 6 「完了後・終了時の事業等（研究開発課題、個別公共事業等）を対象に評価（事業評価方式等）」とは、研究開発課題、個別公共事業等に係る政策評価で、既に事業等が完了又は終了した事業等を対象としてその政策効果の発現状況等を評価したものであり、今後、同種の政策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際して評価結果が反映される。

2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省（行政評価局）は、前述のとおり、

- ① 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価（法第12条第1項）
 - ② 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価（同条第2項）
- を行うものとされている（4ページ参照）。

(1) 政策の評価に関する計画

評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関しては、法第13条第1項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての第12条第1項及び第2項の規定による評価に関する計画を定めなければならないとされており、第13条第2項において、この計画で定めなければならない事項が掲げられている。これらの規定に基づき定める計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

平成21年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画については、21年4月策定の行政評価等プログラムにおいて、以下のような事項を定めている。

- 評価の実施に関する基本的な方針
 - ・ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価（統一性確保評価）及び総合性を確保するための評価（総合性確保評価）について重点的かつ計画的に実施
 - ・ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点からの取組を推進
- 平成21年度から23年度までの3年間に実施する評価のテーマ
 - ・ 児童虐待の防止等に関する政策評価
 - ・ ヒートアイランド対策に関する政策評価
 - ・ 食育の推進に関する政策評価
 - ・ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価
- 平成21年度に実施する評価のテーマ
 - ・ 児童虐待の防止等に関する政策評価
 - ※ 既に実施中のもの（いずれも総合性確保評価）
 - ・ バイオマスの利活用に関する政策評価
 - ・ 世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価
 - ・ 配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価

なお、総務省は、行政評価等プログラムについて、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成22年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画については、22年4月策定の行政評価等プログラムにおいて定め、公表している。また、これらのテーマについては、国民からの意見・要望を広く求めている。

(http://www.soumu.go.jp/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

(2) 政策の評価の実施状況等

① 統一性又は総合性を確保するための評価

平成21年度における統一性又は総合性を確保するための評価については、4テ

一マを実施した。これらのうち、2テーマについては、評価の結果を取りまとめ、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表し、その他の2テーマについては、評価を実施中である（平成22年3月末現在）。また、平成19年度から21年度までに評価の結果を取りまとめたテーマのうち、6テーマについては、評価の結果の政策への反映が図られている。

表16 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等

区分	評価の実施、評価結果の政策への反映の概要	
評価の結果を取りまとめ、公表した2テーマ	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価（平成21年5月26日勧告、公表） 	<ul style="list-style-type: none"> 国・地方公共団体等における体制の整備が進み、被害者からの相談件数や被害者の一時保護件数が増加するなど、一定の効果が発現。 しかし、相談件数などの政策効果測定指標の的確な把握、被害者の保護及び自立支援の充実等を勧告した。
	<ul style="list-style-type: none"> 世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価（平成21年6月26日勧告、公表） 	<ul style="list-style-type: none"> 低公害車については平成17年度に1,000万台を達成し、運輸部門におけるCO₂排出量の削減等に一定の成果。 低燃費かつ低排出ガス認定車は技術的に1台当たりのCO₂、NO_x・PMの削減量に限界があるなどの課題を踏まえ、政策目標を含め政策体系を再構築すること等について勧告した。
評価を実施中の2テーマ	<ul style="list-style-type: none"> バイオマスの利活用に関する政策評価 児童虐待の防止等に関する政策評価 	
評価の結果の政策への反映が図られた6テーマ	<ul style="list-style-type: none"> 世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価（平成21年6月26日勧告、公表） 	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車購入に係る補助事業の充実、燃料電池自動車に係る水素供給インフラの本格的実用化を見据えた研究開発・実証事業の充実等を行った。
	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価（平成21年5月26日勧告、公表） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に新たに市町村等の相談受付状況等を調査するほか、被害者の就業の促進や住宅の確保等の取組を充実するよう、国・地方の関係機関に指示又は要請を行った。
	<ul style="list-style-type: none"> 外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価（平成21年3月3日勧告、公表） 	<ul style="list-style-type: none"> 主要空海港の上陸審査場に個人識別情報の取得時間短縮のためバイオ機器操作補助員の配置、ホテル・旅館における外国人対応の改善に向けた検討会の設置等を行った。
	<ul style="list-style-type: none"> 自然再生の推進に関する政策評価（平成20年4月22日勧告、公表） 	<ul style="list-style-type: none"> 自然再生協議会の組織化、運営及び全国の工夫事例を記載した運用パンフレットを作成し、自然再生に取り組む地域などへ配布するなど情報提供等を行った。
	<ul style="list-style-type: none"> PFI事業に関する政策評価（平成20年1月11日勧告、公表） 	<ul style="list-style-type: none"> PFI推進委員会において、リスク分担の在り方や提案に係る負担軽減策について、広く一般に意見を聴取した上で検討を行い、基本的考え方の取りまとめ等を行った。
	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル対策に関する政策評価（平成19年8月10日通知、公表） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年2月、建設リサイクル法施行規則の一部を改正し、他の特定建設資材廃棄物に比べて取組が遅れている建設発生木材の再資源化を促進するため、分別の支障となる石膏ボード等の建設資材を先に取り外すよう、解体工事の工程の順序を詳細化した。

② 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

平成 21 年度においては、表 17 のとおり、各行政機関が実施した政策評価について、そのやり方及び内容を点検した。

表17 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

区分	平成21年度における点検活動の実施状況
<p>審査 (政策評価のやり方の点検)</p>	<p>【個別審査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各行政機関が概算要求に関連して行った政策評価を対象に、行政機関ごとの政策評価を個別に点検する個別審査を実施。 ○ 対象とした政策評価は、15 の行政機関に係る 778 件であり、平成 21 年 12 月 3 日及び 22 年 1 月 29 日に審査結果を関係行政機関に通知し、公表。 <p>【総括的審査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別審査の結果を踏まえつつ、行政機関横断的及び行政機関ごとに政策評価の取組の状況等について整理・分析を行い、審査結果を「政策評価の点検結果」として平成 22 年 3 月 31 日に関係行政機関に通知し、公表。 ○ 今後の課題として、実績評価方式を用いた政策評価では、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定すること等政策評価の質の向上に向けた取組を引き続き推進していくことが必要であること等を提起。 <p>【規制の事前評価の審査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規制の事前評価を対象に、審査を実施。 ○ 対象とした政策評価は、11 の行政機関に係る 106 件であり、平成 22 年 3 月 31 日に審査結果を関係行政機関に通知し、公表。 ○ 今後の課題として、客観的な評価を行うためには、費用及び便益は、可能な限り金銭価値化又は定量化して示すことが望まれること等を提起。 <p>【成果重視事業に係る政策評価の審査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 21 年度に行われた成果重視事業に係る政策評価を対象に、審査を実施。 ○ 対象とした政策評価は、13 の行政機関に係る 43 件であり、平成 21 年 12 月 3 日に審査結果を関係行政機関に通知し、公表。 ○ 今後の課題として、目標の達成度合いの判定方法・基準を始めとして、政策評価として備えるべき事項を評価書において明らかにしていく必要があること等を提起。
<p>認定関連活動 (政策評価の内容の点検)</p>	<p>【公共事業及び一般政策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各行政機関が実施した政策評価のうち評価結果の妥当性に疑問が生じたものについて、妥当性の確認のため事実関係の把握・整理を行う認定関連活動を実施。 ○ 疑問が生じた 8 の行政機関に係る 35 件 (延べ 43 件 (注)) の政策評価について、事実関係の把握・整理を行い、その取組結果を「政策評価の点検結果」として平成 22 年 3 月 31 日に関係行政機関に通知し、公表。 <p><疑問の類型の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果分析マニュアルの適用方法に疑義があるもの(公共事業) ・目標の達成度合いが低調又は目標の達成見込みがないにもかかわらず、原因分析等を行っていないもの(一般政策) <ul style="list-style-type: none"> ○ 本取組を通じて政策評価に関する事実関係が明らかになるとともに、改善すべき点がみられたものについては、政策評価をやり直すなど、各行政機関において改善措置が執られることとなった。 ○ 今後の評価の質の向上に向けて、平成 21 年度の取組の結果見いだされた一般的な課題を整理。 <p><課題の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果分析マニュアルの内容に不備がないかその他必要な見直しを行い、費用対効果分析を行う際の有効な手引書となるようにしていく必要がある。(公共事業) ・実際に得られた政策効果が低調であるような場合は、なぜ低調な水準にとどまったのかについて十分な原因分析等を行う必要がある。(一般政策) <p>【平成 19 年度重要政策の評価 (フォローアップ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政独委では、平成 19 年度重要政策の評価である、①少子化社会対策関連施策及び②若年者雇用対策に関し、関係行政機関 (内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省) が行った政策評価について、課題を取りまとめ、20 年 11

区分	平成21年度における点検活動の実施状況
	<p>月、総務大臣に答申を行った。これらの政策に関して関係行政機関において21年に行われた評価について、当該答申において示された課題への対応状況のフォローアップを実施し、その結果を22年3月に公表。</p>

(注) 公共事業については、一つの事例が複数の「疑問の種類」に該当するものがあり、「疑問の種類」ごとにそれぞれカウントした場合の事例数は、延べ43件となる。

